

第五十五回国会 商工委員会 議 録 第 五 号

昭和四十二年四月二十八日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 小川 平二君

理事 中川 俊思君

理事 稻村左近四郎君

理事 黒金 泰美君

理事 坂本三十次君

理事 竹内 黎一君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 多賀谷真稔君

理事 中谷 鉄也君

理事 塚本 三郎君

理事 近江已記夫君

理事 菅野和太郎君

理事 宇野 宗佑君

理事 原田 明君

理事 高島 節男君

理事 影山 衛司君

理事 通商産業省通商

局長事務代理 原田 明君

通商産業省重工

業局長 高島 節男君

中小企業庁長官 影山 衛司君

通商産業省通商

局長事務代理 原田 明君

通商産業省重工

業局長 高島 節男君

中小企業庁長官 影山 衛司君

通商産業省通商

局長事務代理 原田 明君

通商産業省重工

業局長 高島 節男君

中小企業庁長官 影山 衛司君

通商産業省通商

局長事務代理 原田 明君

通商産業省重工

業局長 高島 節男君

その補欠として坂本三十次君及び加藤勘十君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤勘十君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員吉田泰造君辞任につき、その補欠として永末英一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員黒金泰美君、田中六助君、山手満男君及び永末英一君辞任につき、その補欠として竹下登君、竹内黎一君、橋口隆君及び永江一夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹内黎一君、竹下登君及び橋口隆君辞任につき、その補欠として田中六助君、黒金泰美君及び山手満男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

する請願(金九債権紹介)(第三九八号)

九州地域の電力料金低減に関する請願(山中貞則君紹介)(第八七四号)

鹿児島県南種子町の実用衛星センターに付随する公共事業予算の特別措置に関する請願(山中貞則君紹介)(第八七五号)

同日

四月二十四日

山村振興計画の総合調整に関する陳情書(山形市緑町一のの二一山形県町村議会議長会長長石黒義一)(第二二〇号)

離島振興法の一部改正に関する陳情書(長崎県議会議長小柳二雄)(第一七八号)

中小零細企業振興対策強化に関する陳情書(福岡市東区堀端七の二三福岡県町村会長長三輪修平)(第一七九号)

資本取引自由化に関する陳情書外一件(大阪商工会議所会頭市川忍外一名)(第一八〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

た内閣提出、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、及び、同じく小規模企業共済法の一部を改正する法律案を議題とし、通商産業大臣から趣旨の説明を聴取することといたします。菅野通商産業大臣。

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

理由

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

理由

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

理由

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

貿易大学校法案

第二章 設立(第六條―第十條)

第三條 管理(第十一條―第十五條)

第四章 業務(第十六條―第十九條)

第五章 監督(第二十條・第二十一條)

第六章 解散及び清算(第二十二條―第二十四條)

第七章 罰則(第二十五條―第二十七條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 貿易大学校は、わが国と外国との經濟的交流の促進に資するため、貿易を主とする國際的な經濟活動に係る業務に従事する者等に対し、その資質の向上に必要な研修を実施することを目的とする。

(法人格)

第二條 貿易大学校(以下「大学校」という。)は、法人とする。

(名称)

第三條 大学校は、その名称中に貿易大学校という文字を用いなければならない。

2 大学校でない者は、その名称中に貿易大学校という文字を用いてはならない。

(登記)

第四條 大学校は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第五條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、大学校について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第六條 大学校を設立するには、貿易を主とする國際的な經濟活動について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可)

第七條 発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の業務方法書及び事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第八條 通商産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、わが国と外国との經濟的交流の促進に資することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画書に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 他の大学校がすでに成立しているとき。

(事務の引継ぎ)

第九條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を大学校の会長となるべき者に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第十條 大学校は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十一條 大学校の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所のある地

四 業務

五 役員を選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二條 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 大学校に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員職務及び権限)

第十三條 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、大学校の業務を監査する。

(代表権の制限)

第十四條 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(評議員会)

第十五條 大学校の業務の運営に関する重要事項を審議させるため、大学校に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

第四章 業務

(業務)

第十六條 大学校は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 貿易を主とする國際的な經濟活動に係る業務に従事する者等に対する専門的かつ効率的な研修の実施

二 前号の研修の実施に必要な調査研究

三 前二号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

(定款及び業務方法書の変更)

第十七條 大学校は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第十八條 大学校は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)

第十九條 大学校は、毎事業年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を通商産業大臣に提出しなければならない。

第五章 監督

(報告及び検査)

第二十條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、大学校に対し報告をさせ、又はその職員に、大学校の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第二十一条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、大学校の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく通商産業大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、大学校に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、業務の停止、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、大学校が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任し、又はその業務を停止し、若しくは設立の認可を取り消すことができる。

第六章 解散及び清算

(解散)

第二十二條 大学校は、次の事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた解散事由の発生
- 二 破産
- 三 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、通商産業大臣の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属)

第二十三條 大学校が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第二十四條 民法第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に關する部分に限る。）及び第七十八條から第八十三條まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二

十五條第二項及び第三項、第三百三十六條前段、第三百三十七條前段並びに第三百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、大学校の解散及び清算について準用する。

第七章 罰則

第二十五條 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 大学校の役員又は大学校の代理人、使用人その他の従業者が、大学校の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、大学校に対しても同項の罰金刑を科する。

第二十六條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした大学校の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第四條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第十六條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
- 四 第十九條に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
- 五 第二十四條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 六 第二十四條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第二十七條 第三條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月

をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に貿易大学校という文字を用いている者については、第三條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三條 大学校の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第十八條中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「大学校の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「及び私立学校法第六十四條第四項の法人」を、「私立学校法第六十四條第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十 貿易大学校が貿易大学校法（昭和四十二年法律第 号）第十六條第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

二十八 貿易大学校が貿易大学校法第十六條第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(所得税法の一部改正)

第五條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中理士会の項の次に次のように加える。

貿易大学校 貿易大学校法（昭和四十二年法律第 号）

(法人税法の一部改正)

第六條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中理士会の項の次に次のように加える。

貿易大学校 貿易大学校法（昭和四十二年法律第 号）

理由 貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等の資質の向上を図るため、これらの者に対し専門的かつ効率的な研修を実施する機関である貿易大学校の設立手続、組織、業務等に関し定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中（企業組合にあつては、出資の総額が五千万円をこえ、かつ、その事業に従事する組合員の数が三百人をこえるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を削る。

第九條中（資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる会社であつて常時使用する従業員の数が三百人をこえるもの及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる個人を除く。）を削る。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

理由

中小企業の近代化を促進するため、減価償却の特例の適用範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律
小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の
一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第二条の二」に、「第二十二
条」を「第二十二條の二」に、「第六十二條」を
「第六十三條」に改める。

第二章中第三条の前に次の三条を加える。

(共済契約の種類)

第二条の二 共済契約は、第一種共済契約及び第
二種共済契約とする。

(第一種共済契約)

第二条の三 第一種共済契約は、共済契約者に次
の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつ
て、その者の掛金納付月数が十二月以上のとき
に、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が
死亡によるものであるときは、その遺族)に共
済金を支給する共済契約とする。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業
者としての地位において締結した共済契約に
係る共済契約者にあつては、その会社等の解
散があつたとき(第七条第三項第一号及び第
二号に掲げるものを除く。)

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地
位において締結した共済契約に係る共済契約
者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりそ
の会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納
付月数が二百四十日以上である共済契約者に
あつては、前二号に掲げる事由が生じないで
共済金の支給の請求があつたとき。

(第二種共済契約)

第二条の四 第二種共済契約は、共済契約者に次
の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつ
て、その者の掛金納付月数が十二月以上のとき
に、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が
死亡によるものであるときは、その遺族)に共
済金を支給する共済契約とする。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業
者としての地位において締結した共済契約に
係る共済契約者にあつては、その会社等の解
散があつたとき。

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地
位において締結した共済契約に係る共済契約
者にあつては、前号に掲げる事由が生じない
でその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納
付月数が二百四十日以上である共済契約者に
あつては、前二号に掲げる事由が生じないで
共済金の支給の請求があつたとき。

四 前三号に掲げる事由が生じないで共済契約
者の掛金納付月数が三百六十月に達したと
き。

第七条第一項中「次項」の下に「又は第三項」を加
え、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項
とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一種共済契約の共済契約者に次
の各号に掲げる事由が生じたときは、第一種共
済契約を解除しなければならない。

一 個人たる小規模企業者としての地位におい
て締結した共済契約に係る共済契約者がその
事業と同一の事業を営む会社を設立するため
その事業に係る金銭以外の資産の出資をする
ことにより事業を廃止したとき。

二 個人たる小規模企業者としての地位におい
て締結した共済契約に係る共済契約者がその
配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡した
とき。

三 会社等の役員たる小規模企業者としての地
位において締結した共済契約に係る共済契約
者が第二条の三各号に掲げる事由が生じない
でその会社等の役員でなくなつたとき。

第九条第一項を削り、同条第二項中「共済金の
額を」事業団が支給すべき共済金の額に改め、
同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加
え、同条第三項を削る。

2 前項の区分共済金額は、第一種共済契約又は
第二種共済契約ごとに、それぞれ次の各号に掲
げる金額とする。

一 第一種共済契約

別表第一の上欄に掲げる
掛金区分に係る掛金納付
月数に應じ、第二条の三
第一号に掲げる事由に係
るものにあつては同表の
中欄に、同条第二号又は
第三号に掲げる事由に係
るものにあつては同表の
下欄に掲げる金額

二 第二種共済契約

別表第二の上欄に掲げる
掛金区分に係る掛金納付
月数に應じ、第二条の四
第一号又は第四号に掲げ
る事由に係るものにあつ
ては同表の中欄に、同条
第二号又は第三号に掲げ
る事由に係るものにあつ
ては同表の下欄に掲げる
金額

第十二条第一項中「ときは」を「場合であつて共
済契約者の掛金納付月数が十二月以上のときは」
に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「解約
手当金の額は」の下に、第七条第二項、第三項第
一号又は第四項の規定により共済契約が解除され
たとき(第三項第一号の規定により共済契約が解
除された場合にあつては、当該共済契約者が同号
の会社の役員たる小規模企業者となつたときに限
る。)にあつてはを加え、「百分の百を」百分の百
五十に、「合計額とする」を「合計額とし、第七条
第三項の規定により共済契約が解除されたとき
(同項第一号の規定により共済契約が解除された
場合にあつては、当該共済契約者が同号の会社の

役員たる小規模企業者となつたときを除く。)にあ
つては、掛金区分に應ずる区分解約手当金額(そ
の区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区
分に應ずるものを除く。)の合計額とする」に改め、
同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加え
る。

4 前項の区分解約手当金額は、別表第一の上欄
に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、
同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じ
て得た金額(その額がその掛金区分に係る納付
に係る掛金の合計額に達しないときは、その合
計額)とする。

第十三条中「第九条第一項第一号又は第二号」を
「第二号の三第一号若しくは第二号又は第二号の
四第一号若しくは第二号」に改め、「再び」の下に
「当該共済金に係る共済契約と同一の種類の共済
契約の」を加え、同条に後段として次のように加
える。

第一種共済契約の共済契約者に第七条第三項
第一号又は第三号に掲げる事由が生じた後一年
以内、その者が解約手当金の支給を請求しな
いで再び第一種共済契約の共済契約者となり、
かつ、その者の申出があつたときも、同様とす
る。

第十三条に次の一項を加える。

2 個人たる小規模企業者としての地位において
締結した共済契約に係る共済契約者(当該共済
契約についてこの項の規定により掛金納付月数
が通算されたことのある者を除く。)の事業の全
部を一人で譲り受け又は相続により承継した者
(その共済契約者の配偶者又は子に限る。)であ
つて、当該共済契約者の共済契約(以下この項
及び第十五条において「旧共済契約」という。)に
係る共済金等の全部の支給を受ける権利を有す
るもの(第十五条ただし書の規定により条件付
き権利の譲渡を受けたものを含む)が、当該
譲受け又は相続開始の日から一年以内に、当該
共済金等の支給の請求をしないで、個人たる小

規模企業者としての地位において当該旧共済契約と同一の種類の共済契約を締結し、かつ、その者の申出があつたときは、当該旧共済契約と新たに締結された共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

第十五条ただし書中「国税滞納処分」を「第十三条第二項の規定により通算の申出をしようとする者に対しその申出をすることを条件として当該通算の対象となる旧共済契約に係る共済金等の支給を受ける権利を譲り渡す場合及び国税滞納処分」に改める。

第十七条中「共済契約者に第九条第一項各号」を「第一種共済契約の共済契約者にあつては第二條の三各号に、第二種共済契約の共済契約者にあつては第二條の四各号に、「同項各号」を「第二條の三各号若しくは第二條の四各号」に改める。

第二章に次の一条を加える。

別表第一

二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、五〇〇円	六、五〇〇円
四月	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円
五月	七、五〇〇円	七、五〇〇円
六月	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円
七月	八、五〇〇円	八、五〇〇円
八月	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円
九月	九、五〇〇円	九、五〇〇円
一〇月	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
十一月	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
十二月	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
一三月	一一、五〇〇円	一一、五〇〇円
一四月	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

(届出)

第二十二條の二 第一種共済契約の共済契約者は、第七條第三項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならぬ。

第三十四條を次のように改める。

(役員欠格事項)

第三十四條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第三十五條中「前条各号の二」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第六十二條を第六十三條とし、第六十一條を第六十二條とし、同条の前に次の一条を加える。

第六十一條 第二十二條の二の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千元以下の罰金に処する。

別表を別表第二とし、同表の前に別表第一として次のように加える。

二月	一二、五〇〇円	一二、五〇〇円
三月	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
四月	一三、五〇〇円	一三、五〇〇円
五月	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
六月	一四、五〇〇円	一四、五〇〇円
七月	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
八月	一五、五〇〇円	一五、五〇〇円
九月	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
一〇月	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円
十一月	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
十二月	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円
一三月	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
一四月	一八、五〇〇円	一八、五〇〇円
一五月	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
一六月	一九、五〇〇円	一九、五〇〇円
一七月	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
一八月	二〇、五〇〇円	二〇、五〇〇円
一九月	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
二〇月	二一、五〇〇円	二一、五〇〇円
二一月	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
二二月	二二、五〇〇円	二二、五〇〇円
二三月	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
二四月	二三、五〇〇円	二三、五〇〇円
二五月	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
二六月	二四、五〇〇円	二四、五〇〇円
二七月	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
二八月	二五、五〇〇円	二五、五〇〇円
二九月	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
三〇月	二六、五〇〇円	二六、五〇〇円
三一	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
三二	二七、五〇〇円	二七、五〇〇円
三三	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
三四	二八、五〇〇円	二八、五〇〇円
三五	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
三六	二九、五〇〇円	二九、五〇〇円
三七	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
三八	三〇、五〇〇円	三〇、五〇〇円
三九	三一、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
四〇	三一、五〇〇円	三一、五〇〇円
四一	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
四二	三二、五〇〇円	三二、五〇〇円
四三	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
四四	三三、五〇〇円	三三、五〇〇円
四五	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
四六	三四、五〇〇円	三四、五〇〇円
四七	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
四八	三五、五〇〇円	三五、五〇〇円
四九	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
五〇	三六、五〇〇円	三六、五〇〇円

七六月	五四、二四〇円	四四、六三〇円
七五月	五三、三七〇円	四三、九四〇円
七四月	五二、四九〇円	四三、二五〇円
七三月	五一、六一〇円	四二、五六〇円
七二月	五〇、七四〇円	四一、八七〇円
七一月	四九、九一〇円	四一、一五〇円
七〇月	四九、〇九〇円	四〇、四二〇円
六九月	四八、二六〇円	三九、七〇〇円
六八月	四七、四五〇円	三八、九七〇円
六七月	四六、六二〇円	三八、二五〇円
六六月	四五、八〇〇円	三七、五二〇円
六五月	四四、九九〇円	三六、八〇〇円
六四月	四四、一六〇円	三六、〇七〇円
六三月	四三、三四〇円	三五、三五〇円
六二月	四二、五一〇円	三四、六二〇円
六一月	四一、七〇〇円	三三、九〇〇円
六〇月	四〇、八七〇円	三三、一七〇円
五九月	四〇、一〇〇円	三二、五七〇円
五八月	三九、三三〇円	三一、九七〇円
五七月	三八、五六〇円	三一、三八〇円
五六月	三七、七九〇円	三〇、七八〇円
五五月	三七、〇一〇円	三〇、一八〇円
五四月	三六、二四〇円	二九、五八〇円
五三月	三五、四七〇円	二八、九八〇円
五二月	三四、七〇〇円	二八、三九〇円
五一月	三三、九三〇円	二七、七九〇円

一〇二月	七八、四三〇円	六三、四二〇円
一〇一月	七七、四四〇円	六二、六六〇円
一〇〇月	七六、四三〇円	六一、八九〇円
九九月	七五、四四〇円	六一、一三〇円
九八月	七四、四四〇円	六〇、三七〇円
九七月	七三、四五〇円	五九、六一〇円
九六月	七二、四五〇円	五八、八五〇円
九五月	七一、五二〇円	五八、一二〇円
九四月	七〇、五九〇円	五七、四〇〇円
九三月	六九、六六〇円	五六、六七〇円
九二月	六八、七二〇円	五五、九五〇円
九一月	六七、七九〇円	五五、二二〇円
九〇月	六六、八五〇円	五四、五〇〇円
八九月	六五、九二〇円	五三、七七〇円
八八月	六四、九八〇円	五三、〇五〇円
八七月	六四、〇五〇円	五二、三二〇円
八六月	六三、一一〇円	五一、六〇〇円
八五月	六二、一八〇円	五〇、八七〇円
八四月	六一、二五〇円	五〇、一五〇円
八三月	六〇、三七〇円	四九、四六〇円
八二月	五九、四九〇円	四八、七七〇円
八一月	五八、六三〇円	四八、〇八〇円
八〇月	五七、七五〇円	四七、三九〇円
七九月	五六、八七〇円	四六、七〇〇円
七八月	五六、〇〇〇円	四六、〇一〇円
七七月	五五、一二〇円	四五、三二〇円

一〇三月	七九、四三〇円	六四、一八〇円
一〇四月	八〇、四三〇円	六四、九四〇円
一〇五月	八一、四二〇円	六五、七〇〇円
一〇六月	八二、四二〇円	六六、四六〇円
一〇七月	八三、四一〇円	六七、二三〇円
一〇八月	八四、四一〇円	六七、九九〇円
一〇九月	八五、四七〇円	六八、七九〇円
一一〇月	八六、五三〇円	六九、五九〇円
一一一月	八七、五九〇円	七〇、三九〇円
一一二月	八八、六六〇円	七一、一九〇円
一一三月	八九、七一〇円	七二、七九〇円
一一四月	九〇、七八〇円	七三、五九〇円
一一五月	九一、八三〇円	七四、三九〇円
一一六月	九二、九〇〇円	七五、一九〇円
一一七月	九三、九六〇円	七六、〇〇〇円
一一八月	九四、〇二〇円	七六、八〇〇円
一一九月	九五、〇八〇円	七七、六〇〇円
一二〇月	九六、一五〇円	七八、六五〇円
一二一月	九七、二七〇円	七九、七〇〇円
一二二月	九八、四〇〇円	八〇、七五〇円
一二三月	九九、五四〇円	八一、八一〇円
一二四月	一〇〇、六七〇円	八二、八六〇円
一二五月	一〇一、八〇〇円	八三、九一〇円
一二六月	一〇二、九三〇円	八四、九七〇円
一二七月	一〇三、〇七〇円	八六、〇二〇円

一二九月	一〇七、三二〇円	八七、〇七〇円
一三〇月	一〇八、四六〇円	八八、一二〇円
一三一月	一〇九、五九〇円	八九、一八〇円
一三二月	一一〇、七二〇円	九〇、二三〇円
一三三月	一一一、九二〇円	九一、一六〇円
一三四月	一一三、一三〇円	九二、一〇〇円
一三五月	一一四、三四〇円	九三、〇三〇円
一三六月	一一五、五四〇円	九三、九六〇円
一三七月	一一六、七五〇円	九四、九〇〇円
一三八月	一一七、九六〇円	九五、八三〇円
一三九月	一一九、一六〇円	九六、七七〇円
一四〇月	一二〇、三七〇円	九七、七〇〇円
一四一月	一二一、五八〇円	九八、六三〇円
一四二月	一二三、七八〇円	九九、五七〇円
一四三月	一二三、九九〇円	一〇〇、五〇〇円
一四四月	一二五、二〇〇円	一〇一、四四〇円
一四五月	一二六、四八〇円	一〇二、四二〇円
一四六月	一二七、七六〇円	一〇三、四一〇円
一四七月	一二九、〇五〇円	一〇四、三九〇円
一四八月	一三〇、三三〇円	一〇五、三八〇円
一四九月	一三一、六二〇円	一〇六、三七〇円
一五〇月	一三三、九一〇円	一〇七、三五〇円
一五一月	一三四、二〇〇円	一〇八、三四〇円
一五二月	一三五、四八〇円	一〇九、三三〇円
一五三月	一三六、七七〇円	一一〇、三一〇円
一五四月	一三八、〇六〇円	一一一、三〇〇円

一五五月	一三九、三四〇円	一二二、二九〇円
一五六月	一四〇、六二〇円	一二三、二七〇円
一五七月	一四一、九九〇円	一二四、三一〇円
一五八月	一四三、三七〇円	一二五、三六〇円
一五九月	一四四、七三〇円	一二六、四〇〇円
一六〇月	一四六、一一〇円	一二七、四四〇円
一六一月	一四七、四七〇円	一二八、四八〇円
一六二月	一四八、八五〇円	一二九、五二〇円
一六三月	一五〇、二二〇円	一二〇、五六〇円
一六四月	一五一、五九〇円	一二一、六〇〇円
一六五月	一五二、九六〇円	一二二、六五〇円
一六六月	一五四、三三〇円	一二三、六九〇円
一六七月	一五五、七〇〇円	一二四、七三〇円
一六八月	一五七、〇八〇円	一二五、七七〇円
一六九月	一五八、五三〇円	一二六、八七〇円
一七〇月	一五九、九九〇円	一二七、九七〇円
一七一月	一六一、四五〇円	一二九、〇七〇円
一七二月	一六二、九二〇円	一三〇、一七〇円
一七三月	一六四、三八〇円	一三一、二七〇円
一七四月	一六五、八四〇円	一三二、三七〇円
一七五月	一六七、二九〇円	一三三、四七〇円
一七六月	一六八、七六〇円	一三四、五七〇円
一七七月	一七〇、二二〇円	一三五、六七〇円
一七八月	一七一、六八〇円	一三六、七七〇円
一七九月	一七三、一五〇円	一三七、八七〇円
一八〇月	一七四、六一〇円	一三八、九七〇円

一八一月	一七六、一六〇円	一四〇、一三〇円
一八二月	一七七、七二〇円	一四一、二九〇円
一八三月	一七九、二七〇円	一四二、四五〇円
一八四月	一八〇、八四〇円	一四三、六二〇円
一八五月	一八二、三九〇円	一四四、七八〇円
一八六月	一八三、九五〇円	一四五、九四〇円
一八七月	一八五、五一〇円	一四七、一〇〇円
一八八月	一八七、〇六〇円	一四八、二六〇円
一八九月	一八八、六二〇円	一四九、四二〇円
一九〇月	一九〇、一七〇円	一五〇、五八〇円
一九一月	一九一、七四〇円	一五一、七五〇円
一九二月	一九三、三〇〇円	一五二、九一〇円
一九三月	一九四、九六〇円	一五四、一三〇円
一九四月	一九六、六一〇円	一五五、三六〇円
一九五月	一九八、二七〇円	一五六、五九〇円
一九六月	一九九、九三〇円	一五七、八一〇円
一九七月	二〇一、五九〇円	一五九、〇四〇円
一九八月	二〇三、二五〇円	一六〇、二七〇円
一九九月	二〇四、九一〇円	一六一、四九〇円
二〇〇月	二〇六、五八〇円	一六二、七二〇円
二〇一月	二〇八、二四〇円	一六三、九五〇円
二〇二月	二〇九、九〇〇円	一六五、一七〇円
二〇三月	二一一、五六〇円	一六六、四〇〇円
二〇四月	二二三、二二〇円	一六七、六三〇円
二〇五月	二二四、九八〇円	一六八、九二〇円
二〇六月	二二六、七六〇円	一七〇、二二〇円

二〇七月	二二八、五三〇円	一七一、五一〇円
二〇八月	二二〇、二九〇円	一七二、八一〇円
二〇九月	二二二、〇六〇円	一七四、一〇〇円
二一〇月	二二三、八三〇円	一七五、四〇〇円
二一一月	二二五、六一〇円	一七六、六九〇円
二一二月	二二七、三八〇円	一七七、九九〇円
二一三月	二二九、一五〇円	一七九、二八〇円
二一四月	二三〇、九二〇円	一八〇、五八〇円
二一五月	二三三、六九〇円	一八一、八七〇円
二一六月	二三四、四六〇円	一八三、一七〇円
二一七月	二三六、三四〇円	一八四、五三〇円
二一八月	二三八、二三〇円	一八五、九〇〇円
二一九月	二四〇、一一〇円	一八七、二七〇円
二二〇月	二四二、〇一〇円	一八八、六四〇円
二二一月	二四三、八九〇円	一九〇、〇一〇円
二二二月	二四五、七八〇円	一九一、三七〇円
二二三月	二四七、六六〇円	一九二、七四〇円
二二四月	二四九、五五〇円	一九四、一一〇円
二二五月	二五一、四三〇円	一九五、四八〇円
二二六月	二五三、三三〇円	一九六、八四〇円
二二七月	二五五、二二〇円	一九八、二一〇円
二二八月	二五七、一〇〇円	一九九、五八〇円
二二九月	二五九、一〇〇円	二〇一、〇二〇円
二三〇月	二六一、一一〇円	二〇二、四七〇円
二三一月	二六三、一三〇円	二〇三、九一〇円
二三二月	二六五、一四〇円	二〇五、三六〇円

二三三月	二六七、一五〇円	二〇六、八〇〇円
二三四月	二六九、一七〇円	二〇八、二四〇円
二三五月	二七一、一八〇円	二〇九、六九〇円
二三六月	二七三、一九〇円	二一一、一三〇円
二三七月	二七五、一九〇円	二一二、五八〇円
二三八月	二七七、二一〇円	二一四、〇二〇円
二三九月	二七九、二二〇円	二一五、四七〇円
二四〇月	二八一、二三〇円	二一六、九一〇円
二四一月	二八三、三八〇円	二一九、六三〇円
二四二月	二八五、五二〇円	二二二、三五〇円
二四三月	二八七、六七〇円	二二五、〇七〇円
二四四月	二八九、八一〇円	二二七、七九〇円
二四五月	二九一、九五〇円	二三〇、五一〇円
二四六月	二九四、〇九〇円	二三三、二三〇円
二四七月	二九六、二四〇円	二三五、九五〇円
二四八月	二九八、三八〇円	二三八、六六〇円
二四九月	三〇〇、五三〇円	二四一、三八〇円
二五〇月	三〇二、六七〇円	二四四、一〇〇円
二五一月	三〇四、八二〇円	二四六、八二〇円
二五二月	三〇六、九六〇円	二四九、五四〇円
二五三月	三〇九、二五〇円	二五一、三二〇円
二五四月	三一、五三〇円	二五三、一一〇円
二五五月	三一三、八一〇円	二五四、八九〇円
二五六月	三一六、一〇〇円	二五六、六七〇円
二五七月	三一八、三九〇円	二五八、四五〇円
二五八月	三二〇、六七〇円	二六〇、二四〇円

二五九月	三三二、九六〇円	二六二、〇二〇円
二六〇月	三二五、二四〇円	二六三、八〇〇円
二六一月	三二七、五三〇円	二六五、五八〇円
二六二月	三二九、八一〇円	二六七、三七〇円
二六三月	三三二、一〇〇円	二六九、一五〇円
二六四月	三三四、三八〇円	二七〇、九三〇円
二六五月	三三六、八二〇円	二七二、八二〇円
二六六月	三三九、二六〇円	二七四、七二〇円
二六七月	三四一、六九〇円	二七六、六一〇円
二六八月	三四四、一三〇円	二七八、五〇〇円
二六九月	三四六、五六〇円	二八〇、三九〇円
二七〇月	三四九、〇〇〇円	二八二、二八〇円
二七一月	三五一、四三〇円	二八四、一七〇円
二七二月	三五三、八八〇円	二八六、〇六〇円
二七三月	三五六、三一〇円	二八七、九五〇円
二七四月	三五八、七五〇円	二八九、八五〇円
二七五月	三六一、一八〇円	二九一、七四〇円
二七六月	三六三、六二〇円	二九三、六三〇円
二七七月	三六六、二二〇円	二九五、六四〇円
二七八月	三六八、八一〇円	二九七、六四〇円
二七九月	三七一、四一〇円	二九九、六五〇円
二八〇月	三七四、〇一〇円	三〇一、六六〇円
二八一月	三七六、六〇〇円	三〇三、六六〇円
二八二月	三七九、二〇〇円	三〇五、六七〇円
二八三月	三八一、八一〇円	三〇七、六八〇円
二八四月	三八四、四〇〇円	三〇九、六八〇円

二八五月	三八七、〇〇〇円	三一、六九〇円
二八六月	三八九、五九〇円	三一三、七〇〇円
二八七月	三九二、一九〇円	三一五、七〇〇円
二八八月	三九四、七九〇円	三一七、七一〇円
二八九月	三九七、五六〇円	三一八、八四〇円
二九〇月	四〇〇、三二〇円	三二一、九七〇円
二九一月	四〇三、〇九〇円	三二四、一〇〇円
二九二月	四〇五、八六〇円	三二六、二三〇円
二九三月	四〇八、六二〇円	三二八、三六〇円
二九四月	四一一、四〇〇円	三三〇、四八〇円
二九五月	四一四、一七〇円	三三二、六一〇円
二九六月	四一六、九三〇円	三三四、七四〇円
二九七月	四一九、七〇〇円	三三六、八七〇円
二九八月	四二二、四七〇円	三三九、〇〇〇円
二九九月	四二五、二四〇円	三四一、一三〇円
三〇〇月	四二八、〇一〇円	三四三、二六〇円
三〇一月	四三〇、九六〇円	三四五、五二〇円
三〇二月	四三三、九一〇円	三四七、七八〇円
三〇三月	四三六、八六〇円	三五〇、〇四〇円
三〇四月	四三九、八一〇円	三五二、三〇〇円
三〇五月	四四二、七七〇円	三五四、五五〇円
三〇六月	四四五、七二〇円	三五六、八一〇円
三〇七月	四四八、六六〇円	三五九、〇七〇円
三〇八月	四五一、六二〇円	三六一、三三〇円
三〇九月	四五四、五七〇円	三六三、五九〇円
三一〇月	四五七、五二〇円	三六五、八五〇円

三三一月	四六〇、四八〇円	三六八、一一〇円
三三二月	四六三、四三〇円	三七〇、三七〇円
三三三月	四六六、五七〇円	三七二、七六〇円
三三四月	四六九、七二〇円	三七五、一六〇円
三三五月	四七二、八六〇円	三七七、五六〇円
三三六月	四七六、〇一〇円	三七九、九五〇円
三三七月	四七九、一六〇円	三八二、三五〇円
三三八月	四八二、三〇〇円	三八四、七五〇円
三三九月	四八五、四五〇円	三八七、一四〇円
三三〇月	四八八、五九〇円	三八九、五四〇円
三三一	四九一、七四〇円	三九一、九四〇円
三三二	四九四、八九〇円	三九四、三四〇円
三三三	四九八、〇三〇円	三九六、七三〇円
三三四	五〇一、一八〇円	三九九、一三〇円
三三五	五〇四、五三〇円	四〇一、六七〇円
三三六	五〇七、八九〇円	四〇四、二二〇円
三三七	五一、二三〇円	四〇六、七六〇円
三三八	五一四、五九〇円	四〇九、三〇〇円
三三九	五一七、九四〇円	四一一、八四〇円
三三〇月	五二一、三〇〇円	四一四、三九〇円
三三一	五二四、六五〇円	四一六、九三〇円
三三二	五二八、〇一〇円	四一九、四七〇円
三三三	五三一、三六〇円	四二二、〇二〇円
三三四	五三四、七二〇円	四二四、五六〇円
三三五	五三八、〇六〇円	四二七、一〇〇円
三三六	五四一、四二〇円	四二九、六五〇円

三三七	五四四、九九〇円	四三二、三四〇円
三三八	五四八、五七〇円	四三五、〇四〇円
三三九	五五二、一四〇円	四三七、七四〇円
三四〇	五五五、七二〇円	四四〇、四四〇円
三四一	五五九、二九〇円	四四三、一四〇円
三四二	五六二、八七〇円	四四五、八三〇円
三四三	五六六、四四〇円	四四八、五三〇円
三四四	五七〇、〇二〇円	四五一、二三〇円
三四五	五七三、五九〇円	四五三、九三〇円
三四六	五七七、一七〇円	四五六、六三〇円
三四七	五八〇、七四〇円	四五九、三二〇円
三四八	五八四、三二〇円	四六二、〇二〇円
三四九	五八八、一三〇円	四六四、八九〇円
三五〇	五九一、九四〇円	四六七、七五〇円
三五一	五九五、七六〇円	四七〇、六一〇円
三五二	五九九、五六〇円	四七三、三四〇円
三五三	六〇三、三八〇円	四七六、三九〇円
三五四	六〇七、一八〇円	四七九、二〇〇円
三五五	六一〇、九九〇円	四八二、〇六〇円
三五六	六一四、八一〇円	四八四、九三〇円
三五七	六一八、六一〇円	四八七、七九〇円
三五八	六二二、四三〇円	四九〇、六五〇円
三五九	六二六、二四〇円	四九三、五一〇円
三六〇	六三〇、〇五〇円	四九八、二六〇円
三六一	六三三、六〇〇円	五〇三、〇一〇円
三六二	六三五、一五〇円	五〇七、七六〇円

三八三月	六三七、七〇〇円	五一二、五一〇円
三八四月	六四〇、二五〇円	五一七、二六〇円
三八五月	六四二、八〇〇円	五二二、〇一〇円
三八六月	六四五、三五〇円	五二六、七六〇円
三八七月	六四七、九〇〇円	五三一、五一〇円
三八八月	六五〇、四五〇円	五三六、二六〇円
三八九月	六五三、〇〇〇円	五四一、〇一〇円
三七〇月	六五五、五五〇円	五四五、七六〇円
三七一月	六五八、一〇〇円	五五〇、五一〇円
三七二月	六六〇、六五〇円	五五五、二六〇円
三七三月	六六三、二〇〇円	五六〇、〇一〇円
三七四月	六六五、七五〇円	五六四、七六〇円
三七五月	六六八、三〇〇円	五六九、五一〇円
三七六月	六七〇、八五〇円	五七四、二六〇円
三七七月	六七三、四〇〇円	五七九、〇一〇円
三七八月	六七五、九五〇円	五八三、七六〇円
三七九月	六七八、五〇〇円	五八八、五一〇円
三八〇月	六八一、〇五〇円	五九三、二六〇円
三八一月	六八三、六〇〇円	五九八、〇一〇円
三八二月	六八六、一六〇円	六〇二、七六〇円
三八三月	六八八、七二〇円	六〇七、五一〇円
三八四月	六九一、二八〇円	六一二、二六〇円
三八五月	六九三、八四〇円	六一七、〇一〇円
三八六月	六九六、四〇〇円	六二一、七六〇円
三八七月	六九八、九六〇円	六二六、五一〇円
三八八月	七〇一、五二〇円	六三一、二六〇円

三八九月	七〇四、〇八〇円	六三六、〇一〇円
三九〇月	七〇六、六四〇円	六四〇、七六〇円
三九一月	七〇九、二〇〇円	六四五、五一〇円
三九二月	七一、七六〇円	六五〇、二六〇円
三九三月	七二四、三二〇円	六五五、〇一〇円
三九四月	七二六、八八〇円	六五九、七六〇円
三九五月	七一九、四四〇円	六六四、五一〇円
三九六月	七二二、〇〇〇円	六六九、二六〇円
三九七月	七二四、五六〇円	六七四、〇一〇円
三九八月	七二七、一二〇円	六七八、七六〇円
三九九月	七二九、六八〇円	六八三、五一〇円
四〇〇月	七三二、二四〇円	六八八、二六〇円
四〇一月	七三四、八〇〇円	六九三、〇一〇円
四〇二月	七三七、三六〇円	六九七、七六〇円
四〇三月	七三九、九二〇円	七〇二、五二〇円
四〇四月	七四二、四八〇円	七〇七、二八〇円
四〇五月	七四五、〇四〇円	七一、〇四〇円
四〇六月	七四七、六〇〇円	七二一、五六〇円
四〇七月	七五〇、一六〇円	七二六、三二〇円
四〇八月	七五二、七二〇円	七三一、〇八〇円
四〇九月	七五五、二八〇円	七三五、八四〇円
四一〇月	七五七、八四〇円	七四〇、六〇〇円
四一一月	七六〇、四〇〇円	七四五、三六〇円
四一二月	七六二、九六〇円	七五〇、一二〇円
四一三月	七六五、五二〇円	七五四、八八〇円
四一四月	七六八、〇八〇円	

四一五月	七七〇、六四〇円	七五九、六四〇円
四一六月	七七三、二〇〇円	七六四、四四〇円
四一七月	七七五、七六〇円	七六九、一六〇円
四一八月	七七八、三二〇円	七七三、九二〇円
四一九月	七八〇、八八〇円	七七八、六八〇円
四二〇月	七八三、四四〇円	七八三、四四〇円
四二一月	七八八、二六〇円	七八八、二六〇円
四二二月	七九三、〇八〇円	七九三、〇八〇円
四二三月	七九七、九〇〇円	七九七、九〇〇円
四二四月	八〇二、七二〇円	八〇二、七二〇円
四二五月	八〇七、五四〇円	八〇七、五四〇円
四二六月	八一二、三六〇円	八一二、三六〇円
四二七月	八一七、一八〇円	八一七、一八〇円
四二八月	八二二、〇一〇円	八二二、〇一〇円
四二九月	八二六、八四〇円	八二六、八四〇円
四三〇月	八三一、六七〇円	八三一、六七〇円
四三一月	八三六、五〇〇円	八三六、五〇〇円
四三二月	八四一、三三〇円	八四一、三三〇円
四三三月	八四六、四七〇円	八四六、四七〇円
四三四月	八五一、六一〇円	八五一、六一〇円
四三五月	八五六、七五〇円	八五六、七五〇円
四三六月	八六一、八九〇円	八六一、八九〇円
四三七月	八六七、〇三〇円	八六七、〇三〇円
四三八月	八七二、一七〇円	八七二、一七〇円
四三九月	八七七、三一〇円	八七七、三一〇円
四四〇月	八八二、四五〇円	八八二、四五〇円

四四一月	八八七、五九〇円	八八七、五九〇円
四四二月	八九二、七四〇円	八九二、七四〇円
四四三月	八九七、八九〇円	八九七、八九〇円
四四四月	九〇三、〇四〇円	九〇三、〇四〇円
四四五月	九〇八、五二〇円	九〇八、五二〇円
四四六月	九一四、〇〇〇円	九一四、〇〇〇円
四四七月	九一九、四八〇円	九一九、四八〇円
四四八月	九二四、九六〇円	九二四、九六〇円
四四九月	九三〇、四四〇円	九三〇、四四〇円
四五〇月	九三五、九二〇円	九三五、九二〇円
四五一月	九四一、四〇〇円	九四一、四〇〇円
四五二月	九四六、八八〇円	九四六、八八〇円
四五三月	九五二、三六〇円	九五二、三六〇円
四五四月	九五七、八四〇円	九五七、八四〇円
四五五月	九六三、三三〇円	九六三、三三〇円
四五六月	九六八、八二〇円	九六八、八二〇円
四五七月	九七四、六六〇円	九七四、六六〇円
四五八月	九八〇、五〇〇円	九八〇、五〇〇円
四五九月	九八六、三四〇円	九八六、三四〇円
四六〇月	九九二、一八〇円	九九二、一八〇円
四六一月	九九八、〇二〇円	九九八、〇二〇円
四六二月	一、〇〇三、八六〇円	一、〇〇三、八六〇円
四六三月	一、〇〇九、七〇〇円	一、〇〇九、七〇〇円
四六四月	一、〇一五、五五〇円	一、〇一五、五五〇円
四六五月	一、〇二一、四〇〇円	一、〇二一、四〇〇円
四六六月	一、〇二七、二五〇円	一、〇二七、二五〇円

四六七月	一、〇三三、一〇〇円	一、〇三三、一〇〇円
四六八月	一、〇三八、九五〇円	一、〇三八、九五〇円
四六九月	一、〇四五、一七〇円	一、〇四五、一七〇円
四七〇月	一、〇五一、四〇〇円	一、〇五一、四〇〇円
四七一	一、〇五七、六三〇円	一、〇五七、六三〇円
四七二月	一、〇六三、八六〇円	一、〇六三、八六〇円
四七三月	一、〇七〇、〇九〇円	一、〇七〇、〇九〇円
四七四月	一、〇七六、三二〇円	一、〇七六、三二〇円
四七五月	一、〇八二、五五〇円	一、〇八二、五五〇円
四七六月	一、〇八八、七八〇円	一、〇八八、七八〇円
四七七月	一、〇九五、〇一〇円	一、〇九五、〇一〇円
四七八月	一、〇一、二四〇円	一、〇一、二四〇円
四七九月	一、〇一七、四七〇円	一、〇一七、四七〇円
四八〇月	一、〇二三、七〇〇円	一、〇二三、七〇〇円
四八〇月をこえる月数	一、一二三、七〇〇円に、四八〇月をこえる一月につき、六、二二〇円を加算した金額	一、一二三、七〇〇円に、四八〇月をこえる一月につき、六、二二〇円を加算した金額

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の小規模企業共済法(以下「旧法」という。)の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前に旧法第七條第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又はその共済契約者に旧法第九條第一項第一号若しくは第二号に掲げる事由が生じたものに係る解約手当金又は共済金の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法の定めるところにより締結されている共済契約(以下「旧共済契約」という。)は、この法律の施行の日において、

この法律による改正後の小規模企業共済法(以下「新法」という。)第二條の四に規定する第二種共済契約となるものとする。

3 旧共済契約の共済契約者は、この法律の施行後九十日以内に申し出て、当該共済契約を新法第二條の三に規定する第一種共済契約に変更することができる。この場合において、当該変更は、その申出の日に効力を生ずる。

4 第一項に規定する共済契約であつてその共済契約者に旧法第九條第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じたものに係る共済契約者についての新法第十三條第一項前段の規定の適用については、同項中「第二條の四第一号若しくは第二号」とあるのは「小規模企業共済法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)に

よる改正前の小規模企業共済法第九條第一項第一号又は第二号」と、「再び当該共済金に係る共済契約と同一の種類の共済契約」とあるのは、「第二種共済契約」とする。

理 由

小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業者のやむを得ない事由による事業の廃止の場合における共済金の支給額を従来の共済制度に比し増額する新たな共済制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○菅野國務大臣 ただいま議題になりました法案について、提案の理由並びにその要旨を説明申し上げます。

まず第一に、航空機工業振興法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

航空機工業振興法は、航空機の国産化を促進することを目的として、航空機工業の振興をはかることを目的として昭和三十三年に制定された法律であります。この法律に基づきまして、昭和三十四年六月、日本航空機製造株式会社設立せられ、今日まで中型輸送機YS11の設計試作等の試作事業及び製造、販売等の量産事業が進められてまいりました。

このうち、試作事業は昭和三十九年度をもって完了し、昭和四十年三月以降、量産機の販売を開始いたしました。その後今日までに合計二十九機の引き渡しを行ない、国内の主要ローカル路線に就航するほか、フィリピン及びハワイにも輸出せられ、好評を得ております。また、最近においては、YS11の短距離離着陸性能、経済性、搭載容量等について、国際的にも高く評価されつつある現状にあります。

かくして、わが国最初の国産輸送機YS11は、国際競争市場に進出することとなったのでありますが、輸送用航空機の輸出をめぐる国際間の競争

はきわめて激しく、この競争の中にあつて、YS11の輸出を確立するためには、なお一層の輸出努力と助成が要望されるのであります。

このため、日本航空機製造株式会社をはじめとして、関係業界の一致協力により、積極かつ適確な販売活動を展開させる必要があることは言うまでもありませんが、これと並行して、諸外国と対等に競争し得る基盤を整備する必要があります。

諸外国は、航空機工業に關しては先進国の地位にあります。航空機工業の育成を重要な国策の一つとし、手厚い助成措置を講じております。今後国際競争はますます激化するものと予想されますが、このような事情を勘案いたしますと、この際、YS11の量産事業に關し、いまだ一段の助成の強化が望まれるのであります。

以上申し述べました理由から、航空機工業審議会の答申にも即して、政府は、昭和四十二年度において、日本航空機製造株式会社に対し十二億円の助成を行なう等の助成措置を講ずることとし、ただいま国会の御審議をいただいているところであります。

しかるに、航空機工業振興法の一部を改正する法律によりまして試作事業終了後の政府出資が制限されており、これらを改正する必要があるため、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。

その第一は、YS11の設計、試作等の完了後においても政府は日本航空機製造株式会社に対して出資することができるものとするのであります。

その第二は、政府の出資の限度を四十二億円とすることでありまして、

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

次に、貿易大学校法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の貿易は、近年順調に拡大しており、輸出もいよいよ百億ドルに達せんとしております。貿易はまさにわが国経済発展の屋台骨をなしてきたと言えましょう。しかしながら、今後のわが国の輸出の前途は決して平坦な道ではありません。世界の経済競争、輸出競争はいよいよきびしさを増しており、しかもわが国の輸出構造が高度化してくるに伴い、欧米先進諸国の輸出市場とまっくらから競合するようになっていくからであります。

今後の貿易は安くて良い物をつくれれば売れるという単純なものではなく、売り込み相手側の中に深く入り込み、積極的なセールの展開が必要があり、しかも延べ払い、海外投資、技術協力などの諸種の要素と密接な関連のもとに行なわれることとなるのであります。

さらに今後開放体制の一その進展に伴い、わが国にも多くの外国企業が進出してくるでありましようし、またわが国の企業の海外進出もいよいよ活発化することが予想されます。このように好むと好まざるにかかわらず、わが国の企業にとつて外国企業あるいは外国人との接触、すなわち、インターナショナルビジネスの側面は、今後増加の一途をたどるでありましよう。

このような新しい世界の貿易体制、国際企業体制のもとにおいて、わが国の貿易を伸ばし、わが国の企業を発展させていくためには、何といつても企業をになう人の問題がキポイントとなるのであります。すなわち、国際的な識見と相手先国の社会経済の実情についての深い知識を有し、また外国の人々と完全に理解し合えるに足る語学力を持った人々の養成が不可欠なのであります。

この法案は以上のような要請にこたえるため、貿易を主とする国際的な経済活動に従事する者等に對し、その資質の向上に必要な研修を実施する機関として、貿易大学校を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、貿易大学校の設立につきまして

は、貿易を主とする国際的な経済活動につき専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となつて、通商産業大臣に設立の認可申請を行なうこととし、通商産業大臣は、その申請の内容を審査いたしまして、その業務が健全に行なわれ、わが国と外国との経済の交流の促進に資することが確実であると認めるときは、設立を認可することとなつております。ただし、研修の高度性、効率性を確保するため貿易大学校の設立は一つを限つて認可することといたしております。

第二に、貿易大学校の役員として、会長、理事長、理事及び監事を置くこととし、会長、理事長及び監事は定款の定めるところに従つて選任し、通商産業大臣が認可することといたしております。また、貿易大学校の運営を適正ならしめるために貿易大学校に評議員会を置くことといたしております。

第三に、貿易大学校の行なう業務であります。貿易大学校設立の目的に従ひまして、貿易を主とする国際的な経済活動にかかわる業務に従事する者等に対して専門的かつ効率的な研修を施すわけであり、あわせてその研修に必要な調査研究等の業務も行なわせることといたしております。

第四に、貿易大学校は通商産業大臣の監督を受け、貿易大学校の定款及び業務方法書の変更並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算につきましては、通商産業大臣の認可または承認を要することとし、また通商産業大臣に貿易大学校に対する報告徴収及び立ち入り検査の権限を認めるとともに、その結果に基づいて必要な措置をとり得るようになつて、貿易大学校の公共的な機関としての運営の適正を期することといたしております。

最後に、貿易大学校についての各種税法の一部改正を行ないまして、貿易大学校の業務の運営上に遺憾なきを期した次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、中小企業近代化促進法は、中小企業が事業活動の相当部分を占める重要な業種を指定し、当該指定業種に属する中小企業の実態を調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その円滑な実施をはかるための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的として昭和三十八年に制定された法律であります。制定後今日までにすでに八十余の業種が指定され、それぞれの業種ごとに実態調査、近代化計画の策定、その推進等がはかられ、わが国中小企業の近代化に大きな役割りを果たしております。

中小企業近代化計画の推進をはかるための措置としては、中小企業近代化促進法上二つの課税の特例措置が設けられております。

第一は、企業規模の適正化等をはかるための合併、共同出資等の場合の特例であり、第二は、中小企業の自己資本充実のための割り増し償却の制度であります。

今回の改正によりまして、従来合併、共同出資等の場合の課税の特例の適用が受けられる中小企業者は、企業組合について、出資の総額が五千万円以下またはその事業に従事する組合員の数が三百人以下のものに、割り増し償却の適用が受けられる中小企業者は、前述の範囲の企業組合と資本の額または出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人にそれぞれ限定されておりましたのを、これらの限定を削除しようとするものであります。以上の結果、中小企業近代化促進法上の課税の特例措置は、本法上の中小企業者すべてに適用されることになり、中小企業の近代化は一そう強力に推進されることになるものと考えております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて退職後における生活の安定あるいは事業の再建、転業に備えてその拠出による共済事業を行なうことに對し、国からも所要の助成措置を講じつつ、これを安全確実な制度として確立することを目的とし、昭和四十年に発足したものであります。

制度発足以来、加入者数も約一万五千人に達し、各種社会保険制度、労働保険制度の適用について、制度上十分な恩恵を受けられない小規模企業者にとりましては、きわめて重要な制度となっておりますが、小規模企業者を取り巻く経済環境は、最近に至りますますますきびしさを加えつつあります。

今回の改正は、小規模企業者がこのようなきびしい環境のもとで安んじて近代化、協業化等をはかるための努力がでますよう本制度発足後小規模企業者から提出されました要望に即しつつ、現行の小規模企業共済制度を拡充強化しようとするものであります。

改正の第一点は、新しい種類の共済制度を創設することです。

新たに設けます共済制度におきましては、現行の共済制度に比しまして、三十年満期の共済事由がなくなるなどその共済事由は若干限定されますが、やむを得ない事由による廃業が生じたとき共済金は一割多額となります。また、掛け金の税制上の取り扱いにつきましては、現行の共済制度は生命保険料控除の枠内で控除されるものとなつておりますが、新たに設けます共済制度の掛け金につきましては、現在国会に提出されております所得税法の一部を改正する法律案の成立を

まづ全額所得控除されることとなっております。

この制度とともに現行の共済制度も存続させますので、小規模企業者はこれら二つの共済制度のうちその希望する制度に加入することができることとなります。

改正の第二点は、個人事業者に対して共済契約の実質的な承継を認めようとするものであります。

これは、個人事業者の家族で事業を譲り受けあるいは相続により承継した者が共済契約を締結しました場合におきまして、その者と譲渡人あるいは被相続人の共済契約につきまして掛け金納付月数の通算を認めようとするものであります。

これが、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。田中武夫君。

○田中(武)委員 ちよつといま提案になりました航空機工業振興法等の一部を改正する法律案で資料を要求いたします。三十四年法律第四十五号の航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律、このときの、当時の提案説明、なぜ一部改正が独立して今日まで二つ存在しているのか。それについての――一部改正なら本文を変えたらいいのだが、附則だからこれを別にして独立したのかもしれぬが、そのつどそのつど独立した一部改正法律となつて残つておるのはどういふことか、それについて資料を要求いたします。そういう前例が他の法律にあるならばそういう点で……。

○高島政府委員 資料を提出いたします。

○島村委員長 各案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三分散会

昭和四十二年五月四日印刷

商工委員会議録第三号中正誤

ページ 段行 誤 正
一 三 二八 譲つておりま 譲つております
二 一 二六 日本 日本
二 一 三 三 もつとも もつと

九 四 二 当該、補償契約 当該補償契約
一六 一 三 金額損金扱い 金額損金扱い

同 第四号中正誤

ページ 段行 誤 正
二 一 末六 漏洩箇所 漏洩箇所
三 二 二四 ガスパナ― ガスパナ―
四 三 一六 巡規 巡視
五 三 一 過夫 過失
六 四 一 直には 直ちには
九 一 末七 出でおります。 出でおります。
末八

昭和四十二年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局